

平成17年度財務定期監査の結果に基づき講じた措置等

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
<p>II 局別審査</p> <p>2 行財政局</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>② 入札事務受託に係る事務委託料を徴収すべきもの</p> <p>入札事務受託に係る事務委託料について、外郭団体からは徴収しているが、水道及び交通事業管理者からは徴収していない事例が見受けられた。(経理課)</p> <p>地方公営企業の独立採算性及び受益に対する適切な負担の観点から、各事業管理者からも事務委託料を徴収すべきである。</p>	<p>平成19年度に水道及び交通事業管理者と入札事務受託に係る事務委託料について変更契約を行い、委託料の徴収を行う措置を講じた。</p> <p>なお、平成19年度は経過措置として覚書により委託料の減額措置を講じたが、平成20年度からは変更契約後の積算根拠に基づき委託料の徴収を行っている。</p>	<p>措置済</p>